正誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年三月三十一日（号外特第十五号）公布				
法律第二号地方税法等の一部を改正する法律は、				
同年五月二十七日都市再生特別措置法等の一部を				
改正する法律の公布により				
三九	上	終りから一七	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）
四〇	下	七		
〃	五二	一八		
〃		二二		
と、同年五月二十日物資の流通の効率化に関する				
法律の一部を改正する法律の公布により				
四〇	上	終りから一一～一〇	物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）	物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）
五二	下	八～九		
と、同年六月五日経済社会情勢の変化を踏まえた				
企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業				
競争力強化法等の一部を改正する法律の公布によ				
り				
五二	下	四～六	経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第	経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）
と、同年六月十日地域公共交通の活性化及び再生				
に関する法律の一部を改正する法律の公布により				
五二	下	一二～一三	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十五号）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十五号）
と、同年六月十九日産業技術力強化法の一部を改				
正する法律の公布により				
五二	下	一九～二〇	産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第	産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第四十一号）
と、同年七月二十三日金融商品取引法及び資金決				
済に関する法律の一部を改正する法律の公布によ				
り				
五二	下	終りから七～六	金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第	金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第六十四号）
となった。				
同年三月三十一日（号外特第十五号）公布政令				
第八十三号地方税法施行令等の一部を改正する政				
令は、同年五月二十日物資の流通の効率化に関す				
る法律の一部を改正する法律の公布により				
一〇三	下	終りから二～一	物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第	物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）
と、同年五月二十七日都市再生特別措置法等の一				
部を改正する法律の公布により				
一〇四	上	一	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）
〃		九～一〇		
と、同年六月十九日産業技術力強化法の一部を改				
正する法律の公布により				
一〇四	上	八	産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第	産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第四十一号）
と、同年七月二十三日金融商品取引法及び資金決				
済に関する法律の一部を改正する法律の公布によ				
り				
一〇四	上	一五	金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第	金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第六十四号）
となった。				
同年三月三十一日（号外特第十七号）公布法律				
第十二号所得税法等の一部を改正する法律は、同				
年六月十九日産業技術力強化法の一部を改正する				
法律の公布により				
四七	下	一七～一八	産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第	産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第四十一号）
七一	上	終りから一五～一四		
一二〇	下	一九		
と、同年六月五日経済社会情勢の変化を踏まえた				
企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業				
競争力強化法等の一部を改正する法律の公布によ				
り				
四九	下	終りから一九～一七	経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第	経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）
七五	〃	一一～一六		
一二〇	〃	三～二		
一二一	上	一〇～一		
と、同年七月二十三日金融商品取引法及び資金決				
済に関する法律の一部を改正する法律の公布によ				
り				
一二〇	下	四～五	金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第	金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第六十四号）
と、同年五月二十七日都市再生特別措置法等の一				
部を改正する法律の公布により				
一二一	上	一六	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）
〃		一～一九		
と、同年五月七日金融機能の強化のための特別措				
置に関する法律等の一部を改正する法律の公布に				
より				
一二一	上	終りから一三～一二	金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第	金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第十五号）
一三一	下	〃一一五～一四		
となった。				
同年三月三十一日（号外特第十七号）公布政令				
第九十三号所得税法等の一部を改正する政令				
は、同年七月二十三日金融商品取引法及び資金決				
済に関する法律の一部を改正する法律の公布によ				
り				
一三九	下	九～一〇	金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第	金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第六十四号）
と、同年三月三十一日（号外特第十七号）公布政令				
第九十四号法人税法施行令及び法人税法施行令等				
の一部を改正する政令の一部を改正する政令は、同年六				
月五日経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業				
活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化				
法等の一部を改正する法律の公布により				
一四六	上	一五～一七	経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第	経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）
となった。				

内閣官房官報報告主任